

3 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案	石井 準一君 外10名	4. 10. 5			4. 10. 6 可決	
2	新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議案	石井 準一君 外 9 名	4. 12. 2			4. 12. 5 可決	

可決したもの

令和4年10月6日

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議

10月4日、北朝鮮は弾道ミサイルを発射し、青森県付近の我が国上空を通過する形で太平洋上に落下した。これは、関連する安保理決議や日朝平壤宣言に違反するものであり、このような北朝鮮の行為に断固として抗議する。

北朝鮮は、今年に入ってから弾道ミサイルを計20回にわたって発射しており、これらの高い頻度で続く一連の挑発行動は、国際社会に対する深刻な挑戦である。このような中で、平成29年9月15日以来、およそ5年ぶりに我が国上空を通過する弾道ミサイルを発射した。これらは、我が国の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。また、航空機や船舶の安全確保の観点から極めて問題のある危険な行為であり、断じて容認できない。

本院は北朝鮮に対し厳重に抗議し、最も強い表現で非難する。更なる挑発行動を中止し、核・弾道ミサイル開発計画を直ちに放棄するよう強く求める。

国際社会は、国連安保理決議等を踏まえ、結束した外交努力を展開し、平和的に解決すべきである。

加えて、政府においては、日米韓の情報共有を含む連携を強化し、国民に対して的確な情報提供を行うとともに、我が国の平和と安全の確保、国民の安全・安心の確保に努め、万全の措置を講ずるべきである。併せて、米国、韓国等と緊密に連携し、北朝鮮に挑発行動の自制を強く求めるべきである。同時に我が国独自の制裁の徹底及び強化を図るべきである。

北朝鮮の核・ミサイル問題のみならず、拉致問題も我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる最も重大な問題であり、国際社会が結束して北朝鮮による核、ミサイル、そして、最重要課題である拉致問題の包括的かつ早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もって国民の負託に応えるべきである。

右決議する。

令和4年12月5日

新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議

近年、国際社会から、新疆ウイグル、チベット、南モンゴル、香港等における、信教の自由への侵害や、強制収監をはじめとする深刻な人権状況への懸念が示されている。人権問題は、人権が普遍的価値を有し、国際社会の正当な関心事項であることから、一国の内政問題にとどまるものではない。

この事態に対し、一方的に民主主義を否定されるなど、弾圧を受けていると訴える人々からは、国際社会に支援を求める多くの声が上がっており、また、その支援を打ち出す法律を制定する国も出てくるなど、国際社会においてもこれに応えようとする動きが広がっている。そして、日米首脳会談、G7、国連人権高等弁務官事務所等においても、人権状況への深刻な懸念が共有されたところである。

このような状況において、人権の尊重を掲げる我が国も、日本の人権外交を導く実質的かつ強固な政治レベルの文書採択し、確固たる立場からの建設的なコミットメントが求められている。

本院は、深刻な人権状況に象徴される力による現状の変更を国際社会に対する脅威と認識するとともに、深刻な人権状況について、国際社会が納得するような形で当該国政府が説明責任を果たすよう、強く求める。

政府においても、このような認識の下に、それぞれの民族等の文化・伝統・自治を尊重しつつ、自由・民主主義・法の支配といった基本的価値観を踏まえ、まず、この深刻な人権状況の全容を把握するため、事実関係に関する情報収集を行うべきである。それとともに、国際社会と連携して深刻な人権状況を監視し、救済するための包括的な施策を実施すべきである。

右決議する。